

りんくう花火実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、りんくう花火実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、代表者宅に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、下記の目的を達成するためりんくう花火大会（以下「花火大会」という。）を企画・主催し、円滑な運営を図る。

(1) 「子供に夢を」 子供達に花火を見てもらうと同時に、花火を上げるために頑張る大人の姿を見て夢を持ってもらう。

(2) 「泉州に活力を」 市民が自分達で一丸となって花火大会を成功させることで、街への誇りとまちづくりへの活力を生み出す。

(3) 「観光の発展を」 花火の集客力を活用し、また閑空のある立地を活かし、観光分野の活性化を目指します。将来的には定期的な開催を目指し、海外からの観光客を集客できることを目標としています。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 花火大会の実施計画に関すること。

(2) 花火大会の運営実施に係る調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 実行委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名

(3) 会計 1名

(4) 監事 3名

2 実行委員会の委員長は、委員の互選により定める。

3 実行委員会の副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 実行委員会の監事は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は1年とする。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 花火大会に関する開催計画

(2) 花火大会に関する予算及び決算

(3) 実行委員会規約の制定及び改正

(4) 前3号に掲げるもののほか、花火大会に関する重要な事項

3 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、市民、市内外に事業所等を有する法人等からの協賛金、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第11条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。

(文書、会計及びその他の処務)

第12条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が実行

委員会の会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成22年10月8日から施行する。

名簿

代表	古居 克巳
副代表（2名）	谷口 朋 、 中村 大
会計	佛願 千浩
監事（3名）	岸田 勇人 、 廣澤 知也 、 佐藤 友美
事務局長	廣澤 知也